

令和5年分 収支内訳書（農業所得用）の作り方

※青色申告の方は、以下の内容に異なる点がありますので注意願います。

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに発生した農業関係の収入及び経費を申告します。

- ① 農業関係の収入を整理します。通帳や出荷伝票から販売金額を作物ごとにまとめ、農業収支内訳明細書（A3 サイズ）に記載してください。その際、自家消費分、自家保有米、雑収入も計上してください。
- ② 農業関係の経費を整理します。領収書を整理し、種苗費や農薬費など項目ごとにまとめ、農業収支内訳明細書（A3 サイズ）に記載してください。
- ③ 収入・経費ともに日付や重複がないか等の確認を行い、各項目で集計した金額を、令和5年分収支内訳書（農業・雑（業務）所得用（緑色））に転記してください。
減価償却費や専従者がいる場合は、この時に計上してください。
- ④ 肉用牛の売却による所得がある方は、経費を『特定の肉用牛の経費』・『特定の肉用牛以外の経費』・『共通の経費』のいずれかに分けて、措置法第25条に係る所得計算書に転記します。

※次のものは通帳に振込みされていても、農業収入には含めません。

- イ. 農業委員やJAの委員手当など・・・・・・・・・・給与所得に該当します。
- ロ. 営農貯金や各種預貯金の利息・・・・・・・・・・利子所得に該当します。
- ハ. 農協への出資に対する配当金・・・・・・・・・・配当所得に該当します。

☆自家消費の計算

○販売せずに、自家消費分しか生産していない場合も収入に含みます。

令和5年産 玖珠郡の平均販売価格		
玄米で保有	1袋（30kg／2斗袋）	<u>6,500 円</u>
もみで保有	1袋（30kg／2斗袋）	<u>5,200 円</u>

自家保有米、自家用野菜については、申告者自身で行った適正な見積りによる単価でも構いません。

○経費について

※**家事費**（生活費）は、農業の経費にはなりません。

また、自分や家族が働いた日当（自家労賃）も経費にはなりません。

※以下の経費科目に、**家事費が混在している場合は、家事分を確実に差引きしてください。**

租税公課（固定資産税・自動車税）、**動力光熱費**（燃料費・電気・水道）

共済掛金（車両任意保険・JA建更）、**減価償却費**

なお、農業用、家事用いずれにも使用している費用は、合理的に見積もって、家事費部分を減算する必要があります。

☆専従者控除の計算について

あなたと生計を一にしている配偶者や、その他の15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の（1）と（2）のいずれか少ない方の金額を必要経費とすることができます。

（1）860,000円（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500,000円）

（2）（収支内訳書の表面⑮の金額）÷（事業専従者+1）

※ただし、この場合は配偶者控除や扶養控除の対象にはなりません。

※減価償却の計算方法については別紙【減価償却の計算】に掲載しています。